R6当初

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

支援対象者	**生産者（個人･個社･団体）、加工食品事業者（個社･団体）、輸出事業者 商社（個社）、自治体、物流業者**
対象品目	**農林水産物･食品**
支援内容類型	**• 輸出のための基本的な相談やコンサルをお願いしたい • 輸出のために施設の新設･整備や、機器のリースを行いたい • 輸出に対応できる添加物･包材･ラベル表示等の対応を行いたい • 国際的な認証を取得したい**

支援内容	（ハード支援） ・輸出先国の求める基準・条件等の規制に対応するための製造・加工・流通施設の整備（新設・増設の場合は掛かり増し経費） ・輸出先国の求める基準・条件等の規制に対応するための加工・検査機器等の整備 （ソフト支援） ・輸出に必要な認証取得のためのコンサル等の経費（施設整備と一体で行う場合に限る）		
申請要件	輸出事業計画の策定		
申請先	都道府県	公募時期	令和６年３月上旬～ 令和６年４月中旬

問合先：農林水産省輸出･国際局輸出支援課
電話：03-6744-2375

2030年輸出５兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

【令和６年度予算概算決定額　152（152）百万円】
（令和５年度補正予算額　5,500百万円）

＜対策のポイント＞

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設**及び**改修**、**機器の整備**を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）

＜事業の内容＞

１． 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）**及び**改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備

② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備

③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

２． 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。

＜事業の流れ＞

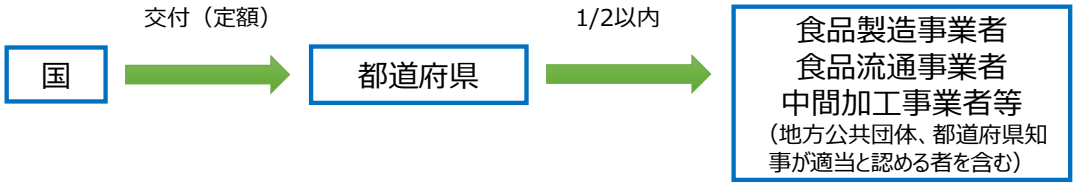

１年目には施設や機器の実施設計（効果促進事業を含む）のみを行い、２年目にこれらの整備を行う方法も選択できるように運用を改善します。また、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた取組等については、事業採択時に優遇します。

＜事業イメージ＞

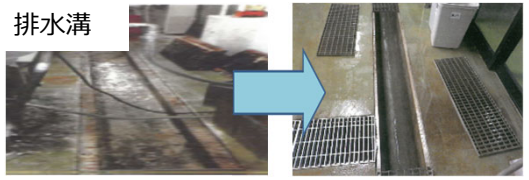

施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修

厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入

空気を経由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入

製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

［お問い合わせ先］輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2375）